参考資料

令和3年第2回三豊市議会定例会 提出議案(条例関係)新旧対照表

		ページ番号
・議案第58号関係	• • •	1
(三豊市税条例の一部改正について)		
•議案第59号関係	• • •	3
(三豊市山本町河川敷運動公園条例の一部改正について)		

【議案第58号関係】

三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)

現 行

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(寄附金税額控除)

- 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7 第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。
 - (1) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法 人及び公益財団法人のうち市の区域内に主たる事務所 を有するものに対する寄附金(出資に関する業務に充て られることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目 的である業務に関連するものに限る。)
 - (2) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人のうち市の区域内に主たる事務所を有するものに対する寄附金(第4号又は法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
 - (3) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人のうち市の区域内に主たる事務所を有するものに対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2 号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)のうち市民の福祉の増進 に寄与する寄附金として規則で定めるもの
- 2 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきも ののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生 計配偶者及び扶養親族

の数に1を加え

た数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額 に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、 均等割を課さない。

(寄附金税額控除)

- 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7 第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。
 - (1) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人、公益財団法人、同条第5号に規定する社会福祉法人及び同条第6号に規定する更生保護法人のうち市内に主たる事務所を有するものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金(規則で定めるものを除く。)

(2) 前号 に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2 号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金

のうち、

市民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの

2 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同 項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法 の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項に おいて「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、 扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この 条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を 有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税 法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下 この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最 初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則 で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書 を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなけ ればならない。

(1)~(3) 略

2~5 略

(個人の市民税の納期)

第40条 略

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期に 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期に より難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、 同項に規定する期間内において別に納期を定めることが できる。

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 略

2 略

3 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期に 3 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期に より難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、 同項に規定する期間内において別に納期を定めることが できる。

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、そ 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、そ の者の前年の所得について第33条の規定により算定した 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、 35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳 未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項におい で同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を 加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有 する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下であ る者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得 割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2.3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除

第6条 平成30年度から**令和9年度**までの各年度分の個人の 第6条 平成30年度から**令和4年度**までの各年度分の個人の 市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場 合における第34条の2の規定による控除については、その 者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条 第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並 びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用さ れる法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」とし て、同条の規定を適用することができる。

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同 項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法 の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項に おいて「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この 条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を 有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税 法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下 この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最 初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則 で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書 を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなけ ればならない。

(1)~(3) 略

2~5 略

(個人の市民税の納期)

第40条 略

より難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、 別に納期を定めることができる

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 略

2 略

より難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、 別に納期を定めることができる

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

の者の前年の所得について第33条の規定により算定した 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、 35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を 加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有 する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下であ る者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得 割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2.3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除

市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場 合における第34条の2の規定による控除については、その 者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条 第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並 びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用さ れる法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」とし て、同条の規定を適用することができる。

【議案第59号関係】

三豊市山本町河川敷運動公園条例(平成18年三豊市条例第233号) 一部改正 新旧対照表(抄)

	改正後(案)			現 行			
(利用の許可)			(利用の許可)				
第4条 略			第4条 略				
2 略			2 略				
	*** *** *** *** *** *** *** *** *** **	##	_ ``+				
3 利用の許可に当たっては、三豊市、教育委員会及び <mark>三豊</mark>							
市スポーツ協会関係の行事を優先するものとし、これらの 団体以外の団体については、連続4日以上にわたる利用の							
許可は行		0)					
	142/4 V ·0		許可は行わない。				
4~6 略	44 (A PR (A)		4~6 略				
別記様式(第	\$4条関係)		別記様式(第	Ř4条関係 <i>)</i>			
	山本町河川敷運動公園利用許可申請書			山本町河川敷運動公園利用許可申請書			
施設名	Aコート Bコート Cコート Dコート サッカー	₿.	施設名	Aコート Bコート Cコート Dコート サッカー場			
利用目的			利用目的				
	年 月 日()午前	\exists	1	年 月 日() 午前			
利用日時	年 月 日~ 年 月 日 午後	C	利用日時	年月日~ 年月日午後			
利用人員	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	\dashv	利用人員	λ			
電源使用希望	希望する 希望しない		電源使用希望	希望する 希望しない			
その他	74		その他				
約 定	市、市教育委員会、 <mark>市スポーツ協会</mark> 及び学校の使用(行事) を優先とし、利用が重なる場合、利用を取り消されても異 議ありません。 先に申請している人(チーム)を優先として、利用すること に異議ありません。		約定	市、市教育委員会、市体育協会 及び学校の使用(行事) を優先とし、利用が重なる場合、利用を取り消されても異 議ありません。 先に申請している人(チーム)を優先として、利用すること に異議ありません。			
利用条件 1 グラウンド内へ車を乗り入れないこと。 2 他の利用者の迷惑にならないように利用すること。 3 利用後は原状に復すること。 4 利用者が放意又は過失により施設、建物、器具等を滅失又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。 5 利用時間を厳守すること。 6 ゴミくずは各自持って帰ること。その他、立て看板に表示のとおりとする。							
チーム名	責任者名		チーム名	責任者名			
	とおり三豊市山本町河川敷運動公園の利用を許可されたく申請します。 F 月 日			とおり三豊市山本町河川敷運動公園の利用を許可されたく申請します。 平 月 日 住 所			
中部市	10 Th		-11-10H-13				
氏 名		氏 名					
連絡先			連絡先				
三豊市教育委	長員会 様		三豐市教育等	奏員会 様			
	決 所 裁 長 係			決 所 (早見表確認) 裁 長			